

いしかわ健康フロンティア戦略2013（仮称）

（案）

石 川 県

目 次

第1章	戦略策定の趣旨	1
1	戦略策定の趣旨	1
2	策定・見直しの背景	2
第2章	健康を取り巻く現況	3
1	県民の健康状況	3
2	これまでの取り組みに対する評価	9
第3章	戦略が目指すもの	27
1	戦略の目標	27
2	戦略の位置づけ	28
3	戦略期間	28
第4章	戦略の内容	29
1	戦略の視点	29
2	施策体系	31
3	施策の方向性	32
	(1) 県民一人ひとりの健康づくりの実践（健康増進対策）	32
	① 正しい食生活の実践	32
	② 適切な身体活動・運動の実践	33
	③ 休養とこころの健康づくり	34
	④ 適正飲酒の普及	35
	⑤ たばこ対策の実践	36
	(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（生活習慣病対策）	37
	① 循環器疾患の予防	37
	② 糖尿病の予防	38
	③ がんの予防	40
	④ う蝕・歯周疾患の予防	41
	(3) 生涯を通じた健康づくりの推進	42
	① 次世代の健康	42
	② 働きざかり世代の健康	44
	③ 高齢者の健康（介護予防対策）	46
	(4) 健康づくりのための環境整備	48
	① 民間団体、企業等との連携	48
	② 健康増進を担う人材の育成	52
	③ 健康に関する取組の地域差の縮小	52
4	いしかわ健康フロンティア戦略における目標項目	53
第5章	推進体制	57
第6章	進行の点検及び評価	59

第 1 章 戦略策定の趣旨

1 戦略策定の趣旨

- 健康は、すべての県民の願いであり、一人ひとりが充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件です。
また、社会の活力を高め、発展を支えるために不可欠なものです。
- 我が国は、生活環境の改善や医学の進歩等により、世界でもトップレベルの豊かな長寿を誇る国となりましたが、一方では、がんや循環器疾患など「生活習慣病」の増加や、高齢化の進展に伴う要介護高齢者や認知症高齢者の増加といった新たな課題に直面しています。
- 特に本県では、糖尿病等の生活習慣病で治療を受けている人や要介護と認定された高齢者の割合が高い傾向にあり、生活習慣病の発症や重症化予防、介護予防が課題となっています。
- このような中で、私たちが一番望むことは、単に長寿ということだけではなく、寝たきりや認知症などにならず、生涯にわたり元気で自立した生活を送ることです。
- こうした自立期間、すなわち「健康寿命」を確保し、さらに延伸していくことにより活力ある高齢社会の実現を目指すことが重要です。
- 「健康寿命」延伸を実現するためには、幼児期・青少年期からの健康度を高め、壮年期にはその水準の維持・向上を図り、老年期においてはその低下を防ぐなど、ライフステージに応じ切れ目のない、かつ、個々人の健康度を踏まえた健康づくりを進めることが重要です。
- 具体的には、「健康増進対策」、「生活習慣病予防対策」、「介護予防対策」を切れ目なく一体的に推進するとともに、保健・医療サービスと介護予防サービスの連携を強化することが必要です。
- 本戦略は、そのための施策を重点的に集中的に展開するための総合的な行動計画とします。

2 策定・見直しの背景

- これからの少子・高齢社会において、県民一人ひとりが心身ともに健康で長生きすることを目指し、健康づくりのための１０ヵ年計画として、平成１２年３月に「いしかわ健康づくり２１」を策定しました。
- 平成１７年度に、その中間見直しを行うにあたり、介護を要する高齢者や認知症高齢者が増加する傾向があることから、活力ある高齢社会の実現を目指し、「健康増進対策」、「生活習慣病予防対策」、「介護予防対策」を切れ目なく一体的に捉え総合的に健康づくりを推進するための戦略として平成１８年３月に「健康フロンティア戦略２００６」を策定しました。
- 平成２０年度には、医療制度改革により「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、市町村が実施する基本健康診査に代わり、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導が開始されるなど、新たな枠組みでの生活習慣病予防対策が推進されることとなりました。
- 平成２０年度の「いしかわ健康フロンティア戦略２００６」の中間評価では、医療制度改革を踏まえるとともに、石川県医療計画や石川県医療費適正化計画、がん対策推進計画との整合性を図るため、計画終期を平成２４年度まで延長しました（戦略２００９）。
- 平成２３年８月には、歯・口腔の健康は、健康で質の高い生活を営むうえで重要であることから「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、都道府県においては、歯科口腔保健に関する計画の策定が新たに求められることとなりました。
- 平成２４年度は、「２１世紀における国民健康づくり運動（健康日本２１）」の最終年度であり、健康日本２１の最終評価を踏まえ、健康増進法第７条に基づく基本方針が全部改正され、２５年度から開始される国民健康づくり対策の方向性が示されたところであり、本戦略の見直しにあたっては、新たな方向性を踏まえた改定を行うものです。